

陳情文書表

令和5年第3回神奈川県議会定例会

令和5年12月6日

陳情番号	19	付議年月日	5.11.24
件名	裁判所の機能の充実を関係行政機関に要望する意見書を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 会長 島崎友樹		
<p>第1 陳情の趣旨</p> <p>神奈川県内のすべての県民が、公平な司法サービスを受受するために、必要な審理体制の採用並びに裁判官・裁判所職員の増員及び施設の整備を行い、裁判所の機能を充実することを要望する意見書を、貴議会より、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣に提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p>第2 陳情の理由</p> <p>1 地方裁判所及び家庭裁判所は、地域や家庭における紛争等を解決するための重大な職責を担っており、事案の処理に適した審理体制の採用並びに人材及び施設の確保が不可欠です。加えて、国民に対する司法サービスの提供に当たっては、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利が公平に保障されることが求められます。</p> <p>しかしながら、民事事件や刑事事件において複数の裁判官で審理をする合議制及び労働事件を簡易迅速に解決する労働審判が導入されていない裁判所があることや、家事事件が増加、複雑化する中、身近に家庭裁判所が存在しないことから、居住地から離れた遠方の裁判所での手続きを行うことを余儀なくされるなど、特定の地域住民が負担を強いられている状況が一部に認められ、県内の裁判所での対応状況に差異が生じています。</p> <p>2 本県においても、横浜地方裁判所相模原支部では、合議制・労働審判が採られておらず、複雑・専門的な事案について適正かつ迅速な裁判を受ける権利が侵害されていることや、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所が併設されていないことから、同裁判所管内の県民の裁判を受ける権利を実質的に阻害しており、早急な対応を求める声があります。</p> <p>よって、貴議会より、陳情の趣旨記載の意見書を、関係行政機関に提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	20	付議年月日	5. 11. 29
件名	集団ストーカーと神奈川県迷惑行為防止条例に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>集団ストーカー犯罪を取り締まれるよう条例整備を求める。</p> <p>昨今犯罪は特殊詐欺、劇場型詐欺と多様化し、銀座で起きた強盗のように「闇バイト」等で人を募集し、分担作業で行い、情報も分散し行われるので証拠が取り難く法の不備を利用しこうかつに組織的に計画し実行されています。</p> <p>集団ストーカー行為、テクノロジー犯罪は神奈川県迷惑行為防止条例の第十一条のつきまとい行為を中心に広く条例全般に渡ります。</p> <p>これら新型の犯罪を調査し取り締まり抑止出来るよう条例改正等を強く求めます。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>① 組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪を県として警察と共に新型犯罪を調査把握し周知啓もうを徹底し、取り締まれるよう条例改正強化を求めます。</p> <p>② 組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪というのは、現行法であるストーカー規制法で取り締まるべきものですが、桶川のストーカー事件をきっかけとした法律で、団体等組織的な犯行を取り締まるにはわい小過ぎます。</p> <p>国に対してガスライティング手法集団ストーカー犯罪を取り締まる法整備をするよう意見書の提出を求めます。</p>			

陳情番号	21	付議年月日	5. 12. 1
件名	障害者総合支援法に基づくサービス受給者証の更新手続きの改善を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島 涼		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>障害者総合支援法に基づくサービス受給者証の更新手続きをウェブでもできるようにし、手続きの簡素化を進め障害を持っている人による更新手続きの負担の軽減を神奈川県議会が県内市町村（政令指定都市である横浜市、川崎市、相模原市を含む）と政府に意見書を出す。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>障害者総合支援法に基づくサービス受給者証は、障害を持っている人がグループホームなど障害者施設の利用に必要な書類です。しかし、その更新手続きは、手書きによって行われており、さらに更新手続きの申請書に記入する量が多く手が不自由な方など手書きが苦手な方にとっては負担になっています。</p> <p>そこで、提案ですが、障害者総合支援法に基づくサービス受給者証の更新手続きをウェブでできるようにし、さらに更新手続きによる申請書の記入量を減らすなど手続きの簡素化を進めていくよう神奈川県議会が県内市町村（政令指定都市である横浜市、川崎市、相模原市を含む）と政府に意見書を出すべきではないでしょうか。</p>			

陳情番号	22	付議年月日	5. 12. 1
件名	テレビの解説放送の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島 涼		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>目が不自由な方のためNHKや民放で放送されるアニメなど子ども向け番組での解説放送番組の拡充を求めるよう県議会が政府に意見書を出す。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>NHK総合で平日の朝8時から放送される朝の連続テレビ小説ブギウギでは、副音声にするとナレーターが場面を解説する解説放送を実施している。最近では地デジ化に伴い実施される番組が増えてきた。一例を見ると2023年4月時点での番組編成では、フジテレビの日曜日の朝から深夜に放送される子どもに人気があるアニメ番組では副音声による解説放送が実施されている。(サザエさん、ワンピース、鬼滅の刃 刀鍛冶の里編など) それに対してNHK教育テレビで放送されるアニメなど子ども向け番組についてはほとんど実施されていない。(おかあさんといっしょ、いないいないばあっ!、おじゃる丸、忍たま乱太郎など)</p> <p>この現状を打破するため神奈川県議会は、政府に対してアニメなど子ども向け番組での解説放送の実施の拡充を求めるよう意見書を出すべきではないだろうか。</p>			

陳情番号	23	付議年月日	5. 12. 1
件名	障がい福祉における「真の地域福祉の実現」と「県立中井やまゆり園の地方独立行政法人化等の慎重な検討」を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安 西 弘		
I 陳情の要旨			
<p>1 県が責任を持って「真の地域福祉の実現」をするようにして下さい。 現在の神奈川県において、どんな障がいがあっても安心して豊かに暮らせる地域が実現出来ているとは言えない実態があります。 神奈川県の地域福祉水準を引き上げるには、県の果たす役割も重要であり、県下市町村と福祉事業者への実質的に効果ある県の支援が早急に必要です。 先に制定された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の「第4条（県の責務）」では、「県は、前条に定める基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。」と規定しています。</p> <p>そこで、以下の事項を早急に県が実施するようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内の障がい当事者が望む生活の場と現在の生活状況等に関する実態調査。 (2) 県内の障がい当事者が県外施設に入所及び県内外精神病院に入院している実態調査。 (3) 県内の福祉サービス事業所の利用者状況、及び、サービスの質、職員労働条件、虐待の有無等に関する実態調査。 (4) 全ての県立障害者支援施設の規模縮小に伴い、新規入所が停止（一部は継続）される可能性があるため、障がい当事者の入居ニーズに応えられる受け皿の早急で十分な整備。 (5) 地域福祉推進のための神奈川県独自の市町村負担のない助成制度の策定と実施。 (6) 国への福祉サービス報酬制度改善の意見書を提出。 <p>2 県立中井やまゆり園の地方独立行政法人化、及び他の県立施設の民間移譲は慎重に検討して下さい。 現在、神奈川県知事は、県直営の障害者支援施設「中井やまゆり園」を「地方独立行政法人」に移行させる方向で考えているとのことですが、独立行政法人にした場合には、指定管理者制度のような指定期間制限はなくなりますが、県の指導監督の不十分さ、運営交付金が十分に継続するか、などの様々な懸念や不安があります。 厚生常任委員会においても、同じ組織形態の県立病院機構を巡る情報開示の不十分さが指摘されたり、閉鎖性が強まって県の監視が行き届かなくなる懸念が示されていると聞いております。 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の「第20条（生涯にわたる障害者への支援体制の整備）」では、「県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努める。」と規定しています。 神奈川県立障害者支援施設は、今も待機者が多く、また「地域生活支援型施設」の核として地域福祉推進にも重要な役割があり、更なる役割・機能の拡充も期待されています。例えば、「強度行動障害」の状態にある人たちの緊急一時入所や集中的な有期限支援、適切な支援方法の研究、地域福祉サービス事業所や行政機関職員への研修・人材育成などです。 県立施設は県民の共有財産でもあります。民間へ移譲することで、これまで担ってきた役割機能はきちんと引き継がれるのでしょうか。県所管域と各障害保健福祉圏域の地域福祉を支える重要拠点として再整備するとともに、地方独立行政法人化や民間移譲など、その運営形態の変更については当事者、家族会、地域生活を支える相談支援や通所系の事業所、児童部門に関しては児童相談所、そして県民の意見も十分に反映した慎重な検討を是非お願い</p>			

たします。

また、民間移譲に当たっては、移譲先の選定方法について、指定管理実績だけでなく、プロポーザルによる選定など透明性のある選定方法の検討をお願いいたします。

II 陳情の理由

1 直近の将来展望検討委員会など、これまでに県が主催した有識者会議では、県立障害者支援施設の諸問題については議論されてきましたが、他方で、県内の地域福祉を担う様々な福祉サービス事業所については具体的な調査や問題点の分析がなされませんでした。肝要なのは地域での障害者の生活の場とその生活を支えるサービス提供の基盤整備です。このような地域における基盤整備を始めとした地域福祉推進についても県の果たす役割や責任があると考えます。

2 現在、神奈川県直営の中井やまゆり園改革を進めるため、新規入所を数年前から停止し、今後も停止継続されるとのことです。

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」の中では、中井やまゆり園（定員140名）以外の県立障害者施設（三浦しらとり園：定員112名、さがみ緑風園：定員80名、厚木精華園：定員112名）も小規模化し民間移譲を進めると記載してあります。

また、「今後方向性を検討」する3施設の内でもまだ小規模化していない愛名やまゆり園（定員120名）も、津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園と同様の60人規模に小規模化した再整備が行われるそうです。

その結果は、これから小規模化する全ての県立施設が「新規入所停止」状況になるわけです。

地域福祉の基盤がぜい弱な神奈川県現状の中で、自宅での生活が難しい重度障がいのある当事者は、県内の入所施設もグループホームも利用できず、やむを得ず、県外施設や精神病院に入所・入院している実態がある中で、それが更に増大することが懸念されます。県の性急な施策展開は、逆に神奈川県障がい福祉を混乱させる恐れがあります。

3 現在、神奈川県は、県直営の中井やまゆり園改革を進めるための「支援アクションプラン」を今年度から3年間の予定でスタートさせています。しかし、今年12月には「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を公表することを明言しており、そこでは「地方独立行政法人」化が検討されています。

これはタイムスケジュール的にも矛盾しています。3年間の改革に取り組み始めたばかりの職員からすれば、その成果を検証する前の今年中には、直営維持が県の方針で否定されることになるからです。改革に取り組んでいる現場職員のモチベーションはどうなるのでしょうか。

4 地方独立行政法人化した障害者支援施設は全国的にもほとんど存在していません。評価に足る実績等、エビデンスに関わる情報が十分でないままに行われる運営形態の変更は、県行政の立場だけでなく、福祉施設運営管理論等の立場からの専門的知見も含め、慎重に議論を尽くすべき問題だと考えます。

また、民間移譲についても、その理由として、県立施設が県の広域的施策である障害保健福祉圏域の中核的役割を果たしてきているにもかかわらず、「広域的な連携体制の構築に制約がある」として移譲の理由とされるなど不可解な説明もあります。

三浦しらとり園の児童部門については、「県所管域の障がい児の受け皿としても機能」していると評価されながら、「県立施設としての役割が低下している」との矛盾した説明すらなされています。このように「移譲ありき」の無理のある説明に、当事者の家族、児童相談所はじめ関係機関、関係者の方々の理解は十分得られているのでしょうか。

また、移譲先の選定方法に関する説明もなされていません。移譲先の選定に当たっては、指定管理実績だけでなく、施設利用する当事者、家族会、地域生活を支える相談支援や通所系の事業所等の関係者、そして県民の意見を反映し、透明性のある選定が行われる必要があると考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

陳情番号	24	付議年月日	5. 12. 4
件名	マイナンバー法等の一部改正に伴う、健康保険証廃止反対の意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市金沢区泥亀1-28-E607 幸福実現党 神奈川県本部 統括支部代表 壹岐愛子 外3, 203人		
<p>要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現行の健康保険証の廃止を直ちに見送ること 一 国民の人権侵害につながるようなマイナンバーの利用拡大を中止すること <p>以上の事項についての意見書を国会及び国の行政機関に提出すること</p> <p>理由</p> <p>6月2日、2024年秋に現行の健康保険証を原則廃止することを盛り込んだマイナンバー法などの関連法改正案が成立しました。現在の保険証を廃止するのは、マイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」の利用を促すことが目的です。「健康保険証」を廃止することは、国民皆保険制度のわが国においては、マイナンバーカードの事実上の義務化に他なりません。</p> <p>こうした政府の強硬姿勢の結果、すでに医療機関でトラブルが続出しております。全国保険医団体連合会が1月末に公表した調査によると、マイナ保険証の運用を開始している医療機関の4割以上が、カードの読み取り機が起動しないなどの不具合を経験したと回答しています。また同連合会の5月末の発表によると、オンラインで保険証を確認するシステムを運用している医療機関（2385カ所）のうち、約6割で他人の情報がひもつけられるトラブルが発生しております。その他にも、多くの問題の発生が報告されており、政府の強硬姿勢に県民の不安が募っております。</p> <p>マイナンバーカードが事実上義務化されれば、マイナンバーを通じて国民の医療情報などを政府が集約できるようになります。今回の法改正では、今後の法改正なしにマイナンバーの利用範囲を拡大できるようになりました。つまり、政府の判断ひとつで、マイナンバー制度で「国民管理」と「国民監視」ができる状態になりつつあります。</p> <p>さらにマイナンバーの利用が一層拡大し、国民の資産情報がひもつけられれば、「預貯金税」などの資産課税が導入される危険性もあります。既に、財務省の財政制度審議会では、マイナンバーを活用した資産捕捉によって、負担能力に応じた負担の重要性が議論されています。</p> <p>政府の言う「利便性」の対価として、国民の尊厳が冒され、国民の「自由」を失うのでは、その代償はあまりに大きいと言えます。全ての国民が神仏の子として尊重され、自由が保障されるために、保険証の廃止は見直し、全体主義国家的な施策であるマイナンバーの利用拡大は見直すべきです。よって、神奈川県民の自由を守るために、意見書を国会及び国の行政機関に提出するよう強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	25	付議年月日	5 . 1 2 . 4
件名	集団ストーカーと神奈川県迷惑行為防止条例に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>集団ストーカー犯罪を取り締まれるよう条例整備を求める。</p> <p>昨今犯罪は特殊詐欺、劇場型詐欺と多様化し、銀座で起きた強盗のように「闇バイト」等で人を募集し、分担作業で行い、情報も分散し行われるので証拠が取り難く法の不備を利用しこうかつに組織的に計画し実行されています。</p> <p>集団ストーカー行為、テクノロジー犯罪は神奈川県迷惑行為防止条例の第十一条のつきまとい行為を中心に広く条例全般に渡ります。</p> <p>これら新型の犯罪を調査し取り締まり抑止出来るよう条例改正等を強く求めます。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>① 組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪を県として警察と共に新型犯罪を調査把握し周知啓もうを徹底し、取り締まれるよう条例改正強化を求めます。</p> <p>② 組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪というのは、現行法であるストーカー規制法で取り締まるべきものですが、桶川のストーカー事件をきっかけとした法律で、団体等組織的な犯行を取り締まるにはわい小過ぎます。</p> <p>国に対してガスライティング手法集団ストーカー犯罪を取り締まる法整備をするよう意見書の提出を求めます。</p>			

陳情番号	26	付議年月日	5. 12. 4
件名	未来を担う子どもの支援に関する条例について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	川崎市幸区古市場1-42-25 岡田行史		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>未来を担う子どもの成長に寄り添って成長が支えられるように条例の制定を求める。陳情の理由のとおり、子ども支援（いじめ、虐待、体罰等に悩み苦しむ子どもへの支援・子どもの育ちを支える者への支援）を総合的に推進し、子どもの最善の利益を実現するための仕組みづくりが急務である。保健、医療、福祉、教育などの分野において、子の視点に立って成長を支えられるように、県民や各機関等が最大限に連携して取り組むことを前提に検討していただきたいと願う。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2. 1 意義</p> <p>子どもは、それぞれが一人の人格をもつ人間である。その子どもにとって、かけがえのない存在価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。子どもが将来一人前の大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるために必要不可欠な営みであり、それはまた、共同社会の存続と発展のためにも欠くことができないものであって、これを支えていくことが望ましい。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。</p> <p>しかし、少子化や核家族化にともなって、子どもたちが暮らす地域社会においては、人間関係の希薄化や経済的格差の拡大等、その環境は複雑化している。このような中で、いじめ、虐待、体罰や不登校といった様々な問題を抱え、悩み苦しむ子どもたちをいかに支援するかということをも最大限に配慮することが大切であると考え。かけがえのない子どもたちが困難に遭遇したとき、きめ細やかな状況に応じて様々な支援につながるような相談・救済のしくみづくりを進める仕組みづくりが必要と感じる。</p>			

2. 2 要望の格子

2. 1の意義をなすため、以下に基本的な実現したい要望を示す。

(1) 理念

- ①子どもへの支援・子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていけるよう、その人権が尊重されること
- ②子どもが、その成長段階に応じ、主体的に社会に参加することができる環境を整備すること
- ③子どもが、相互に人権を尊重し、次代の社会を担うことができるようになること

(2) 機会

子どもの育ちを支える者への支援として、父母およびそのほかの保護者、地域の関係者、教育関係者等がゆとりのある環境で子どもと接することができること

(3) 相互連携

関係者の連携協力による重層的かつ継続的な子ども支援の実施ができること。これにより、幼児期から成人に至るまで包括的なサポートを享受できること

2. 3 子どもの視点に立った条例の参考

2. 2の具体的な施策のため、他自治体を参考にする。神奈川県内では、川崎市が子どもの権利に関する条例として制定されており、子どもの権利が総合的かつ計画的に保障されることを目的として策定することが継続してなされている。また長野県としては、子どもが伸び伸びと暮らせるように育つ地域社会の実現を目指して、自己肯定感を育むための取り組みがなされている。

2. 4 県で制定して欲しい条例の例

2. 3で紹介する長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年7月10日条例第32）が、すでに子どもにとって福祉的な意義がともなっていることから、本案をベースとする条例採択を望む。なお、かながわグランドデザインにも沿った県民意見の反映を期待しており、要すればパブリックコメント等の募集があってもよいと考える。

陳情番号	27-1	付議年月日	5. 12. 4
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402 ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会 代表 玉 腰 了 三 外11,707人		
陳情趣旨			
<p>障害のある人の可能な限り最大限の発達を保障する「インクルーシブ教育」の推進は、障害者の権利条約にもあるように、重要な施策です。</p> <p>その推進のためには、「連続性のある多様な学びの場を保障」する条件整備が不可欠です。現状では、神奈川県の特設支援学校は、入学を希望する児童生徒数が増加し学校過密化が進んでいます。同時に、小学校・中学校・高等学校等においても、教育的ニーズに対応した適切な支援と、障害特性に応じた合理的配慮を求める声も高まっています。</p> <p>特別支援学校については、過大過密状態を解消するため、「特別支援学校の設置基準」が2021年9月に策定されました。設置基準では児童生徒数に応じた基準面積が定められました。しかし、この面積の中には、例えば高等部の職業教育に必要な作業教室が想定されておらず、特別支援学校の教育課程の実態に合っていません。神奈川県は「かながわ特別支援教育推進指針」を策定し「設置基準」の基準面積に基づき、児童生徒数の在籍数の2040年度までの将来推計が試算され、2つの学校の新設などが必要として建設計画が具体化されました。しかし、既存校はさらに過密化しており、「基準」にある図書室さえも確保されていない現状が続いています。また指針には「居住地に近い学校の整備」が記述されています。学習環境が不十分な「校舎」や「分教室」ではなく、義務制学校に併置された小規模な特別支援学校の設置等、早期に実施できる対応を望みます。</p> <p>今、年度当初からの教職員未配置が全国的問題になっています。神奈川県においても5月1日現在で、小学校102名、中学校44名、高校11名、特別支援学校77名の未配置の状況があります（政令市を除く）。この解消のためには抜本的な教職員の勤務条件・待遇、教職員増による業務軽減等の抜本的な改善が必要と考えます。</p> <p>障害者福祉施設においては、物価高騰による経営資金難、人員確保不足などがあり、安定経営のため、財政支援が必要です。</p> <p>私たちは神奈川県の子どものためにゆきとどいた教育と地域における社会福祉基盤の充実を進めるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p>			
陳情項目			
<ol style="list-style-type: none"> 1 インクルーシブ教育を推進するため、障害のある児童生徒の教育的ニーズに基づく多様な学びの場を保障し、継続的な支援を保障できるよう、公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で正規教職員を増員してください。 2 現在、過密状態となっている特別支援学校について、教育活動に必要な特別教室の確保を前提とした上で、児童生徒数に応じた適正な校舎面積を確保できるようにするため、居住地に近い新たな学校建設を早期に進めてください。 3 医療的ケアが必要な児童生徒の安全な医療的ケアの実施のため、ケアの件数に応じた看護師を全国平均並みに増やしてください。 4 公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員不足を解消するための抜本的な施策を講じてください。 5 放課後等デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。 			

陳情番号	27-2	付議年月日	5. 12. 4
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402 ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会 代表 玉 腰 了 三 外11,707人		
陳情趣旨			
<p>障害のある人の可能な限り最大限の発達を保障する「インクルーシブ教育」の推進は、障害者の権利条約にもあるように、重要な施策です。</p> <p>その推進のためには、「連続性のある多様な学びの場を保障」する条件整備が不可欠です。現状では、神奈川県の特設支援学校は、入学を希望する児童生徒数が増加し学校過密化が進んでいます。同時に、小学校・中学校・高等学校等においても、教育的ニーズに対応した適切な支援と、障害特性に応じた合理的配慮を求める声も高まっています。</p> <p>特別支援学校については、過大過密状態を解消するため、「特別支援学校の設置基準」が2021年9月に策定されました。設置基準では児童生徒数に応じた基準面積が定められました。しかし、この面積の中には、例えば高等部の職業教育に必要な作業教室が想定されておらず、特別支援学校の教育課程の実態に合っていません。神奈川県は「かながわ特別支援教育推進指針」を策定し「設置基準」の基準面積に基づき、児童生徒数の在籍数の2040年度までの将来推計が試算され、2つの学校の新設などが必要として建設計画が具体化されました。しかし、既存校はさらに過密化しており、「基準」にある図書室さえも確保されていない現状が続いています。また指針には「居住地に近い学校の整備」が記述されています。学習環境が不十分な「校舎」や「分教室」ではなく、義務制学校に併置された小規模な特別支援学校の設置等、早期に実施できる対応を望みます。</p> <p>今、年度当初からの教職員未配置が全国的問題になっています。神奈川県においても5月1日現在で、小学校102名、中学校44名、高校11名、特別支援学校77名の未配置の状況があります（政令市を除く）。この解消のためには抜本的な教職員の勤務条件・待遇、教職員増による業務軽減等の抜本的な改善が必要と考えます。</p> <p>障害者福祉施設においては、物価高騰による経営資金難、人員確保不足などがあり、安定経営のため、財政支援が必要です。</p> <p>私たちは神奈川県の子どもたちにゆきとどいた教育と地域における社会福祉基盤の充実を進めるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p>			
陳情項目			
<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>インクルーシブ教育を推進するため、障害のある児童生徒の教育的ニーズに基づく多様な学びの場を保障し、継続的な支援を保障できるよう、公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で正規教職員を増員してください。</u> 2 <u>現在、過密状態となっている特別支援学校について、教育活動に必要な特別教室の確保を前提とした上で、児童生徒数に応じた適正な校舎面積を確保できるようにするため、居住地に近い新たな学校建設を早期に進めてください。</u> 3 <u>医療的ケアが必要な児童生徒の安全な医療的ケアの実施のため、ケアの件数に応じた看護師を全国平均並みに増やしてください。</u> 4 <u>公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員不足を解消するための抜本的な施策を講じてください。</u> 5 <u>放課後等デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u> 			